

【発生主義で、発票主義です】

4月と5月に開催したOVTA「中国会計」セミナーで多数の方からの質問になります。ここでは、詳細に説明いたします。

中国式会計では、日本会計よりも厳しい「発票 領収書」を主体とした会計基準を採用しています。

例えば、支払後に**税務署が発行した「発票」**を受け取り、その発票に基づいて伝票を作成します。帳票書類としての発票を伝票裏に貼付して、保管する事になっています。

日系の中国現地法人でも、多くの会計担当者から「**発票が無いので、経費や仕入の計上は出来ません**」と回答されていました。つまり、「**発票主義 = 現金主義**」だと判断されているからです。しかし、発票主義でも「**発生主義**」の会計基準で計上できます。

発生主義への変更

買掛金

商品を納品された時：「商品 / 買掛金」にして、納品書等を伝票に貼付する
請求書が届く

* 中国系法人からだと請求書に「**発票**」が添付される場合や納品書に請求書・**発票**が同封される場合も有ります

支払時：「買掛金 / 銀行預金」で小切手の控を伝票に貼付する

受取った「発票」を の伝票に貼付する

売掛金

商品を取引先に出荷した時：「売掛金 / 売上高」にして、出荷書等を伝票に貼付する

請求書を作成して、送る

入金時：「銀行預金 / 売掛金」として、銀行の書類で入金を確認して、その書類を伝票に貼付する

「**発票**」を作成して、送る

発票の控を の伝票に貼付する

発票は、「**領収書**」と「**納品書**」を兼用しています

増値税の発票だと還付請求が加わり、増値税を計上します

高額支払だと「小切手」を使うようにとCPA・税務署から通達されました

以上のような手順ならば、発票主義で、発生主義になり、「企業会計準則」どおりになります。

2006年の中華人民共和国財政部設定「企業会計準則：基本準則」から、第1章「総則」の第9条に[\[発生主義\]での会計処理を謳っています。](#)

- 取引先から「発票」が不必要なら、10%OFFにしますとの提案に同意したら『脱税』になります
- 発票を作成できない個人等からの購入だと、税務署へ増値税や営業税等を納付した後に、税務署が発票を作成してくれるかもしれません（家賃・昼食代等）
- 他にも、発票を発行できない場合でも、中国ではコンサルタントを間に入れて、顧問契約とすれば発票を受取れます

(F記)

「OVTA-Chinaメンバー」